

2022 年 1 月 28 日

「LT 会」会報第 22-2 号（総 227 号）

LT グループ

外資参入ネガティブリストの更新について

2021 年 12 月 27 日、国家発展改革委員会と商務部は、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）』（以下「全国版」という）と『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）』（以下「自由貿易試験区版」という）を発表した。今回の改訂を経て、ネガティブリストがさらに縮小され、全国版は 6.1%減の 31 項目とされた。自由貿易試験区版は 10%減の 27 項目とされた。本会報では、今回の改訂の背景及び改訂のポイントとその意義について整理する。

一. 改訂の背景

外資参入ネガティブリストとは中国における外商投資への特別管理措置を列挙したものであり、参入前内国民待遇及びネガティブリストによる外商投資管理制度の重要な構成部分となっており、中国の対外開放の度合いを表す最も代表的なものと言える。

2021 年は第 14 次五ヵ年計画の最初の年であり、かつ中国の WTO 加盟 20 周年にもあたるため、対外開放を促進し、更なる経済発展を促すために、国家発展改革委員会と商務部が外資参入ネガティブリストの更なる見直しを行い、2021 年版の外資参入ネガティブリストとして発表した。新ネガティブリストは 2022 年 1 月 1 日から施行されており、現行の規定のうち調整が必要なものについては、関連当局がプロセスに従って調整作業を続けている。同ネガティブリストに取り上げられていない分野については、中国内外で一致する原則に基づき管理し、外資系企業に内国民待遇を供与する。

二. 改訂のポイントとその意義

今回の外資参入ネガティブリストを 2020 年版と比べると、下表のとおり、主に 4 つの変化が見られる。このうち、改正のポイント（1）（2）（3）は全国版と自由貿易試験区版の共通の変化であり、（4）は自由貿易試験区版の独自の変化である。

改訂のポイント	具体内容	意義
(1) 製造業の一層開放	①自動車製造業では、乗用車のメーカーにおける外資の出資比率の制限を撤廃し、1 社の外資系企業が中国国内で同類の完成車製品を製造する合弁企業は 2 社までとしていた制限も撤廃した。	自由貿易試験区版の製造業に関する項目がゼロになったと同時に、製造業における全面的な対外開放がほぼ実現できた。
	②放送・テレビ設備製造の分野では、外資系企業による衛星放送の地上の受信設備及び鍵となる部品の製造に関する制限を撤廃し、国内資本と海外資本の一致の原則に基づいて管理することとした。	

(2) 外資参入ネガティブリストによる管理の最適化	①ネガティブリスト説明一に「『市場参入ネガティブリスト』の関連規定は、国内外投資者に一律に適用されるものとする」との内容を追加した。 ②ネガティブリスト説明三に「外資系企業が再投資する場合、本ネガティブリストの関連規定を遵守すること」との内容を追加した。	①外資参入ネガティブリストと市場ネガティブリストが繋がるようになる。 ②外資系企業が再投資の場合もネガティブリストを遵守することを明確にした。
(3) 外資参入ネガティブリストの精度の向上	ネガティブリスト説明六に「外資参入のネガティブリストで禁止されている分野の事業を行う国内企業が外国で株式を発行し、上場する場合、関連国家当局の認可を受ける必要があり、その場合、外国人投資家は企業の経営に参加してはならず、その持株比率は、外国投資家の国内証券投資に関する関連法規を参考に実施する」との内容を追加した。	外資参入のネガティブリストで禁止されている分野の事業を行う国内企業が外国上場時の留意点となり、多様な融資ニーズを満たし、海外投資家にはより多くの投資ルートを広げると同時に、禁止分野への迂回投資、経営参与を引続き規制する。
(4) 自由貿易試験区のサービス業参入要件の緩和	①市場調査の分野では、ラジオやテレビの聴取・視聴調査（中国側がマジョリティをとることが必要）を除き、外資の参入規制を撤廃した。 ②社会調査の分野では、外資系企業による社会調査への投資が可能となった。但し、中国側の出資比率は67%以上、法定代表者は中国国籍であることが必要である。	自由貿易試験区において、サービス業をより一層開放した。

以上